

令和5年第8回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和5年4月20日（木） 午後4時00分～

早良区役所 中会議室

議 題

1 議 案

- 議案第43号 福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における選挙長及びその職務代理者の選任について . . . P. 1
- 議案第44号 福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における選挙長が事務を行う場所について . . . P. 2
- 議案第45号 福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について . . . P. 3
- 議案第46号 福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について . . . P. 4
- 議案第47号 福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について . . . P. 5
- 議案第48号 福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について . . . P. 7
- 議案第49号 福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時について . . . P. 9
- 議案第50号 福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における開票事務と選挙会事務について . . . P. 10
- 議案第51号 福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について . . . P. 11
- 議案第52号 福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について . . . P. 13

2 そ の 他

- ・ 令和5年4月9日執行の第20回統一地方選挙の結果について . . . P. 15
- ・ 福岡市脇山財産区議会議員一般選挙の主要日程について . . . P. 15
- ・ 今後の委員会開催予定について . . . P. 16

議案第43号

福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における選挙長及びその職務代理者の選任について

令和5年5月18日執行予定の福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における選挙長及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和5年4月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

別紙1のとおり

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第75条第3項並びに同法施行令第80条第1項の規定による。

(選挙長及び選挙分会長)

公職選挙法第75条第3項 選挙長は、当該選挙の選挙権を有する者の中から当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)の選任した者をもつて、選挙分会長は、当該選挙の選挙権を有する者の中から都道府県の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

(選挙長又は選挙分会長の職務代理者又は職務管掌者の選任)

公職選挙法施行令第80条第1項 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙長については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙の選挙長については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙分会長については都道府県の選挙管理委員会、参議院合同選挙区選挙の選挙分会長については合同選挙区都道府県の選挙管理委員会)は、選挙長若しくは選挙分会長に事故があり、又はこれらの者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

(告示の根拠)

- ・公職選挙法施行令第81条の規定による。

(選挙長若しくは選挙分会長又はその職務代理者の氏名等の告示)

公職選挙法施行令第81条 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙長については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙の選挙長については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙分会長については都道府県の選挙管理委員会、参議院合同選挙区選挙の選挙分会長については合同選挙区都道府県の選挙管理委員会)は、法第75条第3項又は前条第1項の規定により選挙長若しくは選挙分会長又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもつて当該住所の全部の告示に代えることができる。

議案第44号

福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における選挙長が事務を行う場所について

令和5年5月18日執行予定の福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における選挙長が事務を行う場所を次のように定め、告示する。

令和5年4月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

事務を行う場所

福岡市早良区東入部二丁目14番8号

福岡市早良区選挙管理委員会事務局入部出張所

ただし、令和5年5月11日午前8時30分から午後5時までは次のとおりとする。

福岡市早良区大字脇山1742番地3

脇山地区多目的集会所

(理由)

- ・選挙長が事務を行う場所について定め、周知させる必要があるため。

議案第45号

福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和5年5月18日執行予定の福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における早良区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和5年4月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 場所 福岡市早良区東入部二丁目14番8号
福岡市早良区選挙管理委員会事務局入部出張所
- 2 日時 令和5年5月11日 午後6時から

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第175条第3項の規定による。

(投票記載所の氏名等の掲示)

公職選挙法第175条第3項 第1項の掲示の掲載の順序は、衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつてはいずれの掲示の掲載の順序も同一となるように都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、その他の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の公示又は告示があつた日において第86条第1項から第3項まで、第86条の2第1項、第86条の3第1項又は第86条の4第1項若しくは第2項の規定による届出をすべき時間が経過した後に行うくじで定める順序による。ただし、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙について当該くじを行つた後、第86条第8項又は第86条の4第5項、第6項若しくは第8項の規定による届出があつた場合(これらの規定による届出のあつた公職の候補者の全員が候補者でなくなつたときを除く。)は、これらの規定の期間が経過した後市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに改めて行うくじで定める順序による。

(告示の根拠)

・公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程(昭和30年福岡県選挙管理委員会規第41号)第35条第3項による。
公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程第35条第3項 市町村の委員会は、衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙につき、法第175条第3項の規定により行うくじの実施場所及び日時を、あらかじめ告示しなければならない。

※ 本議案のくじにより、投票所内の氏名等掲示の掲載順序を定め、当該順序が公職選挙法第175条第6項の規定により期日前投票所内及び不在者投票記載場所内の氏名等掲示の掲載順序となる。

議案第46号

福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について

令和5年5月18日執行予定の福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における早良区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法を次のように定める。

令和5年4月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行う。
ただし、2段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行うものとする。
- 2 くじの方法は、次のとおりとする。
 - (1) 候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
 - (2) くじは候補者の固有番号を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された固有番号の候補者を掲載順序の第1とし、2番目に取り出されたくじ棒に記載された固有番号の候補者を第2とする。
以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された固有番号の候補者の掲載順序とする。

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第175条第3項の規定による。

(注) ※上記2のくじの順序が、期日前投票所内及び不在者投票記載場所内の掲示の掲載順序となる。

議案第47号

福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

令和5年5月18日執行予定の福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和5年4月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

郵便をもって発送を開始する日
令和5年5月10日

(議案の根拠)

- ・公職選挙法施行令第53条第1項及び第59条の4第4項の規定による。

(投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付)

公職選挙法施行令第53条第1項 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第50条第1項、第2項又は第4項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して(都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第9条第3項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、その者について、第50条第5項の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第30条の10第1項(第1号に係る部分に限る。))の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して)、その請求をした選挙人が選挙の当日法第48条の2第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれると認めたときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送について、直ちに(第50条第1項又は第4項の規定により選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けたときは、当該選挙の期日の公示又は告示の日の翌日(郵便等をもって発送するときは、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日)以後直ちに)次に掲げる措置をとらなければならない。この場合において、その選挙人が船員であるときは当該船員の選挙人名簿登録証明書に、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙においてその選挙人が南極選挙人証の交付を受けた者であるときは当該選挙人の南極選挙人証に、当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

- 一 第五十条第一項の規定による請求を受けた場合には、選挙人に直接に交付し、又は郵便等をもって発送する。
- 二 第五十条第二項の規定による請求を受けた場合には、選挙人に直接に交付する。

三 第五十条第四項の規定による請求を受けた場合には、当該不在者投票の不在者投票管理者又はその代理人に交付し、又は郵便等をもつて発送する。(郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付)

公職選挙法施行令第59条の4第4項 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第1項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して(都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第9条第3項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、その者について、前項の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第30条の10第1項(第1号に係る部分に限る。))の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して)、その請求をした選挙人が法第49条第2項又は第3項に規定する選挙人に該当すると認めたときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに(選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに)投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等をもつて発送しなければならない。

議案第48号

福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について

令和5年5月18日執行予定の福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所を次のように定め、告示する。

令和5年4月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 福岡市早良区百道二丁目1番1号
福岡市早良区選挙管理委員会事務局
- 2 福岡市早良区東入部二丁目14番8号
福岡市早良区選挙管理委員会事務局入部出張所

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第49条の規定による。

(不在者投票)

公職選挙法第49条 前条第1項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第42条第1項ただし書、第44条、第45条、第46条第1項から第3項まで、第48条及び第50条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

2 選挙人で身体に重度の障害があるもの(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者又は介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項に規定する要介護者であるもので、政令で定めるものをいう。)の投票については、前条第1項及び前項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第42条第1項ただし書、第44条、第45条、第46条

第1項から第3項まで、第48条及び第50条の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により送付する方法により行わせることができる。

3 前項の選挙人で同項に規定する方法により投票をしようとするもののうち自ら投票の記載をすることができないものとして政令で定めるものは、第68条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、あらかじめ市町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者（選挙権を有する者に限る。）をして投票に関する記載をさせることができる。

4 特定国外派遣組織に属する選挙人で国外に滞在するもののうち選挙の当日前条第1項第1号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの投票については、同項及び第1項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第42条第1項ただし書、第44条、第45条、第46条第1項から第3項まで、第48条及び第50条の規定にかかわらず、国外にある不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

5 前項の特定国外派遣組織とは、法律の規定に基づき国外に派遣される組織のうち次の各号のいずれにも該当する組織であつて、当該組織において同項に規定する方法による投票が適正に実施されると認められるものとして政令で定めるものをいう。

一 当該組織の長が当該組織の運営について管理又は調整を行うための法令に基づく権限を有すること。

二 当該組織が国外の特定の施設又は区域に滞在していること。

6 特定国外派遣組織となる組織を国外に派遣することを定める法律の規定に基づき国外に派遣される選挙人（特定国外派遣組織に属するものを除く。）で、現に特定国外派遣組織が滞在する施設又は区域に滞在しているものは、この法律の規定の適用については、当該特定国外派遣組織に属する選挙人とみなす。

7 選挙人で船舶安全法（昭和8年法律第11号）にいう遠洋区域を航行区域とする船舶その他これに準ずるものとして総務省令で定める船舶に乗つて本邦以外の区域を航海する船員（船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員をいう。）であるもののうち選挙の当日前条第1項第1号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票については、同項及び第1項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第42条第1項ただし書、第44条、第45条、第46条第1項から第3項まで、第48条及び第50条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する場所において、総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができる。

8 前項の規定は、同項の選挙人で同項の不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができないものとして政令で定めるものであるもののうち選挙の当日前条第1項第1号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票について準用する。この場合において、前項中「不在者投票管理者の管理する場所」とあるのは、「その現在する場所」と読み替えるものとする。

9 国が行う南極地域における科学的調査の業務を行う組織（以下この項において「南極地域調査組織」という。）に属する選挙人（南極地域調査組織に同行する選挙人で当該南極地域調査組織の長の管理の下に南極地域における活動を行うものを含む。）で次の各号に掲げる施設又は船舶に滞在するもののうち選挙の当日前条第1項第1号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票については、同項及び第1項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第42条第1項ただし書、第44条、第45条、第46条第1項から第3項まで、第48条及び第50条の規定にかかわらず、その滞在する次の各号に掲げる施設又は船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所において、総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができる。

一 南極地域にある当該科学的調査の業務の用に供される施設で国が設置するもの 不在者投票管理者の管理する場所

二 本邦と前号に掲げる施設との間において南極地域調査組織を輸送する船舶で前項の総務省令で定めるものこの項に規定する方法による投票を行うことについて不在者投票管理者が当該船舶の船長の許可を得た場所

10 不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない。

議案第49号

福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時について

令和5年5月18日執行予定の福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和5年4月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

(投票の場合)

- 1 場所 福岡市早良区東入部二丁目14番8号
福岡市早良区選挙管理委員会事務局入部出張所 2階保健相談室
- 2 日時 令和5年5月18日 午後9時から

(無投票の場合)

- 1 場所 福岡市早良区東入部二丁目14番8号
福岡市早良区選挙管理委員会事務局入部出張所 2階保健相談室
- 2 日時 令和5年5月18日 午前10時から

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第77条第1項の規定による。

(選挙会及び選挙分会の開催場所)

公職選挙法第77条第1項 選挙会は、都道府県庁又は当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)の指定した場所で開く。

(告示の根拠)

- ・公職選挙法第78条の規定による。

(選挙会及び選挙分会の場所及び日時)

公職選挙法第78条 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)はあらかじめ選挙会の場所及び日時を、都道府県の選挙管理委員会はあらかじめ選挙分会の場所及び日時を、それぞれ告示しなければならない。

議案第50号

福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における開票事務と選挙会事務について

令和5年5月18日執行予定の福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における開票の事務と選挙会の事務について次のように定め、告示する。

令和5年4月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

開票の事務は、選挙会の事務に併せて行う。

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第79条第1項の規定による。

(開票事務と選挙会事務との合同)

公職選挙法第79条第1項 衆議院(小選挙区選出)議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙において選挙会の区域と開票区の区域が同一である場合には、第66条第1項及び第2項、第67条、第68条第1項並びに第68条の2第1項及び第4項の規定を除いた第7章の規定にかかわらず、当該選挙の開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行うことができる。

(告示の根拠)

- ・公職選挙法第79条第2項の規定による。

公職選挙法第79条第2項 前項に規定する場合においては、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日に、当該選挙の開票の事務を選挙会の事務に併せて行うかどうかを告示しなければならない。

議案第51号

福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における期日前投票所の指定および設置期間について

令和5年5月18日執行予定の福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における早良区の期日前投票所及びその設置期間を次のように指定し、告示する。

令和5年4月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

期日前投票所	設置期間
福岡市早良区東入部二丁目14番8号 福岡市早良区役所入部出張所2階保健相談室	令和5年5月12日から 令和5年5月17日まで
福岡市早良区大字板屋353番地1 板屋活性化施設	令和5年5月15日

ただし、板屋活性化施設については、選挙人名簿に記載されている住所が早良区大字板屋の選挙人に限る。

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第39条の規定による。

公職選挙法第48条の2第6項 第39条から第41条まで及び第58条から第60条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第39条	市役所	選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間（2以上の期日前投票所を設ける場合にあっては、1の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間）、市役所
第40条第1項	午前7時	午前8時30分
第40条第1項ただし書	選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる。	次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める措置をとることができる。 1 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が1である場合 期日前投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を2時間以内の範囲内において繰り下げること。 2 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が2以上である場合（午前8時30分から午後8時までの間において、いずれか1以上の期日前投票所が開い

		ている場合に限る。) 期日前投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げ若しくは当該時刻を2時間以内の範囲内において繰り下げること。
第40条第2項	通知し、かつ、市町村の議会の議員又は市長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければ	通知しなければ
第41条第1項	から少くとも5日前に、投票所	の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所(2以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間)
第41条第2項	投票所	期日前投票所
	選挙の当日を除く外、市町村	市町村

(投票所)

公職選挙法第39条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(告示の根拠)

- ・公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第41条の規定による。

(投票所の告示)

公職選挙法第41条 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少くとも5日前に、投票所を告示しなければならない。

2 天災その他避けることのできない事故に因り前項の規定により告示した投票所を変更したときは、選挙の当日を除く外、市町村の選挙管理委員会は、前項の規定にかかわらず、直ちにその旨を告示しなければならない。

議案第 52 号

福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

令和 5 年 5 月 18 日執行予定の福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更し、告示する。

令和 5 年 4 月 20 日

福岡市早良区選挙管理委員会
委 員 長 伊 佐 宇 為 彦

1 変更を行う期日前投票所並びに開く時刻及び閉じる時刻

期 日 前 投 票 所	開く時刻	閉じる時刻
板屋活性化施設	午前11時	午後 2 時

2 変更理由

板屋活性化施設については、増設設置するものであり、入部出張所に設置した期日前投票所において変更を行わずに設置しているため、選挙人の利便向上に最も効果が見込まれる時間帯に設置するもの

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第1項の規定による。

公職選挙法第48条の2第6項 第39条から第41条まで及び第58条から第60条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第39条	市役所	選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間（2以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、1の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間）、市役所
第40条第1項	午前7時	午前8時30分
第40条第1項ただし書	選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内	次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める措置をとることができる。 1 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が1である場合 期日前投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を2時間以内の範囲内において繰り下げる こと。

	の範囲内において繰り上げることができる。	2 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が2以上である場合(午前8時30分から午後8時までの間において、いずれか1以上の期日前投票所が開いている場合に限る。) 期日前投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げ若しくは当該時刻を2時間以内の範囲内において繰り下げること。
第40条第2項	通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければ	通知しなければ
第41条第1項	から少くとも5日前に、投票所	の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所(2以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間)
第41条第2項	投票所	期日前投票所
	選挙の当日を除く外、市町村	市町村

(投票所の開閉時間)

公職選挙法第40条 投票所は、午前7時に開き、午後8時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

(告示の根拠)

・公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第2項の規定による。

公職選挙法第40条第2項 市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

そ の 他

1 令和5年4月9日執行の第20回統一地方選挙の結果について 別紙2のとおり

2 福岡市脇山財産区議会議員一般選挙の主要日程について

(1) 立候補予定者説明会

- ・日時 令和5年4月20日(木) 午前10時から
- ・場所 脇山地区多目的集会所

(2) 立候補予定者事前審査

- ・日時 令和5年4月27日(木) 午前10時から
- ・場所 脇山地区多目的集会所

(3) 立候補届出

- ・日時 令和5年5月11日(木) 午前8時30分から午後5時まで
- ・場所 脇山地区多目的集会所

(4) 投票日

- ・日時 令和5年5月18日(木)
- ・場所 脇山地区多目的集会所 午前7時から午後8時まで

(5) 選挙会

	投票の場合	無投票の場合
日時	令和5年5月18日(木) 午後9時から	令和5年5月18日(木) 午前10時から
場所	福岡市早良区選挙管理委員会事務局入部出張所 2階保健相談室	

・今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻		場 所
第9回	臨時	4月28日（金）	午前10時		早良区役所 中会議室
第10回	臨時	5月11日（木）	無投票	なし	<u>入部出張所</u> <u>2階保健相談室</u>
			投票	<u>午後6時</u>	
第11回	臨時	5月18日（木）	無投票	<u>午前11時</u>	<u>入部出張所</u> <u>2階保健相談室</u>
			投票	<u>午後10時</u>	
第12回	定例	6月1日（木）	午前10時		早良区役所 中会議室
第13回	定例	7月20日（木）	午前10時		早良区役所 中会議室
第14回	定例	8月18日（金）	午前10時		早良区役所 中会議室
第15回	定例	9月1日（金）	午前10時		早良区役所 中会議室
第16回	定例	9月20日（水）	午前10時		早良区役所 中会議室
第17回	定例	10月20日（金）	午前10時		早良区役所 中会議室
第18回	定例	11月20日（月）	午前10時		早良区役所 中会議室
第19回	定例	12月1日（金）	午前10時		早良区役所 中会議室